

第三セクターの経営情報について

平成28年8月18日
港湾空港局総務課

報告対象団体		ひびき灘開発株式会社
会社概要	会社の事業内容	(1) 土地の造成、管理、分譲及び賃貸 (2) 倉庫等港湾関連施設の建設、管理運営及び賃貸 (3) 臨海地域開発促進に必要な諸施設の建設及び管理運営 (4) 廃棄物、浚渫土砂等の埋立処分 (5) 公害防除のための施設の建設及び管理運営 (6) 公共施設の管理運営
	資本金額	1,365,500 千円
	本市の出資額	670,000 千円
	本市の出資割合	49.1 %
	従業員数	60 人
営業報告の要点		<p>廃棄物処理収入は、2,646,602千円（前期比－10.6%）となった。収入減の理由は、前期にあった民間の大型工事の発生がなかったことによるもの。</p> <p>当期の総売上高は、2,901,380千円（前期比－9.7%）となった。</p> <p>費用面では、売上原価の合計は、1,728,449千円（前期比＋0.9%）となった。</p>
収支状況の要点	当期純利益（損失）	517,123 千円
	前年度との比較	<p>○営業利益は、794,489千円で、前期比 326,145千円（－29.1%）の減益となった。</p> <p>○経常利益は、808,175千円で、前期比 315,733千円（－28.1%）の減益となった。</p> <p>○当期純利益は、517,123千円で、前期比 219,658千円（－29.8%）の減益となった。</p>
	その他 （剰余金・欠損金、設備投資、資金調達など）	<p>○当期の設備投資で主なものは次のとおり。 ・遮水壁補強対策工事等 1,436,353千円</p> <p>○新規資金調達 なし</p>
利益（損失）処分	当期末処分利益（損失）	4,597,387 千円
監査報告		会計監査人及び監査役3名が監査を実施した結果、適法かつ正確であった。
議案		<p>第1号議案 取締役4名辞任につき後任取締役4名選任に関する件</p> <p>第2号議案 監査役3名選任に関する件</p> <p>異議なく承認可決</p>

（平成28年3月31日現在）

第 4 4 回定時株主総会議案

日 時 平成 2 8 年 6 月 2 7 日 (月) 1 6 : 3 0 ~

場 所 北九州市小倉北区大門一丁目 1 番 1 7 号
小倉リーセントホテル 1 階 「ガーデンホール」

議 題

報告事項

- 報告事項 1 第 4 4 期 (平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで)
事業報告及び計算書類の内容報告の件並びに会計監査
人及び監査役会の監査結果報告の件
- 報告事項 2 会計監査人 1 名再任に関する件

決議事項

- 第 1 号議案 取締役 4 名辞任につき後任取締役 4 名選任に関する件
- 第 2 号議案 監査役 3 名選任に関する件

報告事項概要

報告事項1 第44期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件並びに会計監査人及び監査役会の監査結果報告の件

第44期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書を作成し、監査役会並びに会計監査人に提出しましたところ、いずれも適法であるとの監査報告書(別添「第44期報告書」の監査報告書謄本参照)の提出がありましたので、会社法第439条に基づき別添「第44期報告書」のどおり報告いたします。

報告事項2 会計監査人1名再任に関する件

定款第41条の定めにより現会計監査人 有限責任監査法人トーマツは、本総会の終結の時をもって任期満了となりますが、監査役会から、現会計監査人の再任について決議した旨の通知がありましたことを報告いたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役4名辞任につき後任取締役4名選任に関する件

取締役 中富美津男氏及び船越弘文氏より、本総会終結の時をもって辞任したい旨の申し出がありました。つきましては、平成28年3月31日付で辞任した取締役 橋本哲治氏及び西田幸生氏の補欠と合わせ、後任の取締役4名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	備考
1	古賀敬三 (XXXXXXXXXX 生)	昭和52年4月 北九州市入職 平成23年4月 北九州市総務企画局長 平成25年3月 北九州市退職 平成25年4月 (公財)西日本産業貿易コンベンション協会 専務理事	新任
2	権藤宗高 (XXXXXXXXXX 生)	平成 3年4月 運輸省入省 平成25年4月 北九州市港湾空港局営業・空港担当理事 平成28年4月 北九州市港湾空港局長 現在に至る	新任
3	岩井尚彦 (XXXXXXXXXX 生)	平成 元年4月 新日本製鐵(株)入社 平成25年4月 新日鐵住金(株)本社財務部財務総括室長 平成28年4月 新日鐵住金(株)八幡製鐵所総務部長 現在に至る	新任
4	加茂野秀一 (XXXXXXXXXX 生)	昭和59年4月 北九州市入職 平成26年4月 北九州市産業経済局新成長戦略推進室長 平成28年4月 北九州市産業経済局長 現在に至る	新任

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者4名のうち、権藤宗高氏、岩井尚彦氏及び加茂野秀一氏の3名は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 古賀敬三氏、権藤宗高氏、加茂野秀一氏を取締役候補とした理由は、それぞれ北九州市の幹部職員としての長年の実務経験から当社会社経営に適任であると判断したためであります。
4. 岩井尚彦氏を取締役候補とした理由は、新日鐵住金株式会社の幹部社員としての長年の実務経験から当社会社経営に適任であると判断したためであります。

第2号議案

監査役3名選任に関する件

現監査役3名は、本総会終結の時をもって全員任期満了によって退任いたしますので、改めて3名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	備考
1	寺 田 泰 史 (XXXXXXXXXX 生)	平成26年6月 当社常勤監査役 現在に至る	再任
2	谷 口 勇 寛 (XXXXXXXXXX 生)	平成16年4月 (株)第一勧業銀行(現みずほ銀行)入行 平成24年7月 (株)みずほ銀行北九州支店公金部長 平成24年8月 当社非常勤監査役 現在に至る	再任
3	西 村 浩 司 (XXXXXXXXXX 生)	昭和62年4月 (株)福岡銀行入行 平成28年4月 (株)福岡銀行北九州本部副本部長 現在に至る	新任

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者3名はすべて会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 寺田泰史氏を監査役候補者とした理由は、当社常勤監査役としての実績から、相当程度の見識を有していると判断したためであります。
4. 谷口勇寛氏及び西村浩司氏を監査役候補者とした理由は、銀行員としての実務経験から会計財務に関する相当程度の見識を有していると判断したためであります。

[第44回定時株主総会提供書類]

第44期 報 告 書

〔自 平成27年 4月 1日〕
〔至 平成28年 3月31日〕

事 業 報 告
計 算 書 類

〔貸 借 対 照 表〕
〔損 益 計 算 書〕
〔株 主 資 本 等 変 動 計 算 書〕
〔個 別 注 記 表〕

会 計 監 査 人 監 査 報 告 書 謄 本
監 査 役 会 監 査 報 告 書 謄 本

ひびき灘開発株式会社
代表取締役 中富 美津男

第 4 4 期

事 業 報 告

平成27年4月 1日から
平成28年3月31日まで

ひびき灘開発株式会社
代表取締役 中富 美津男

事業報告

自 平成27年4月 1日
至 平成28年3月31日

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、政府や日本銀行の経済政策や金融政策を背景に、企業収益や雇用環境の改善が見られるなど緩やかな回復基調で推移したものの、中国経済の減速や原油価格の下落による影響など先行き不透明な状況が続いております。

北九州地区の経済は、日本銀行北九州支店の管内金融経済概況によると、個人消費は一部に弱めの動きがみられるものの、所得環境の改善を背景に、全体としては持ち直しつつあり、製造業においては、新興国経済の減速を受けて海外向けの一部で弱めの動きがみられる一方、国内向けでは持ち直しの動きがみられることから、全体としては横ばい圏内で推移しているとされています。

このような状況のもと、当社の廃棄物処理事業においては、産業廃棄物は、リサイクルの影響により搬入量が減少傾向にあるなか、大口排出事業者へのヒアリングや営業活動を通して計画的受入に努めたことにより、当期も前期並みの搬入量を確保しましたが、前期にあった民間の大型工事の発生がなかったことにより、土砂の搬入量が大きく減少しました。

当期の廃棄物搬入量は、自社部門の合計は266千トンで、前期より43千トン（14%）減少しました。受託部門の合計は、149千トンで、前期より9千トン（6%）減少しました。全体では416千トンを受入れ、前期より53千トン（11%）の減少となりました。

この結果、廃棄物処理収入の合計は、26億46百万円となり、前期より3億14百万円（10%）減少しました。

その他事業収入として、太陽光発電事業の売電収入が1億2百万円、指定管理業務の北九州市エコタウンセンター及び北九州市響灘ビオトープの管理運営業務の受託収入がそれぞれ58百万円と41百万円、R1号倉庫の賃貸収入が17百万円、2号地の土地賃貸収入が34百万円あり、その他事業収入の合計は、2億54百万円となり、前期より1百万円（0%）増加しました。

以上により、売上高の合計は29億1百万円となり、前期より3億13百万円（9%）減少しました。

以上の結果、経常利益は8億8百万円となり、前期より3億15百万円（28%）の減少、当期純利益は5億17百万円となり、前期より2億19百万円（29%）の減少となりました。

区 分		搬 入 量 (トン)			金 額 (千円)			
		第 43 期	第 44 期	前期比	第 43 期	第 44 期	前期比	
廃棄物処理収入	自 社	産業廃棄物	235,933	241,858	+2%	1,931,789	1,915,691	-0%
		土 砂	74,792	25,051	-66%	343,438	61,785	-82%
		計	310,725	266,910	-14%	2,275,228	1,977,476	-13%
	受 託	産業廃棄物	84,013	81,524	-2%	614,787	603,507	-1%
		土 砂	7,653	2,948	-61%	31,539	12,122	-61%
		一般廃棄物	67,873	65,393	-3%	39,779	53,495	+34%
		計	159,539	149,866	-6%	686,107	669,125	-2%
	合 計		470,265	416,776	-11%	2,961,335	2,646,602	-10%
販売用土地売上高		—	—	—	—	—	—	
その他事業収入		—	—	—	253,415	254,778	+0%	
売上高合計		—	—	—	3,214,751	2,901,380	-9%	

(自社の土砂搬入量には無料分(第43期は19,787トン、第44期は85,399トン)は含んでおりません。)

なお、当社埋立地の当期末までの進捗状況は、響灘西部地区事業の3号地は埋立容量4,016千㎡の99%となっております。

(2) 設備投資等の状況

当期中において実施した設備投資等の主なものは次のとおりであります。

遮水壁補強対策工事	653,500千円
公共下水道接続工事	414,259千円
外周水路設置工事	368,594千円

(3) 資金調達の状況

必要資金は全額を自己資金により賄いました。

(4) 対処すべき課題

- ・市内企業等の生産活動を支えていくため、計画的な廃棄物の受入れに努め、安定した処分場運営の継続と処分場の延命化を図ってまいります。
- ・北九州市と連携して、所有土地の利活用を積極的に推進してまいります。
- ・響灘地区における新たなエネルギー産業の拠点形成に向けた北九州市の取組みに参画し、響灘地区をはじめとする市の活性化に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	第 41 期	第 42 期	第 43 期	第 44 期
売上高 (千円)	3,298,531	2,791,258	3,214,751	2,901,380
経常利益 (千円)	1,089,243	818,442	1,123,908	808,175
当期純利益 (千円)	298,131	267,334	736,781	517,123
一株当たり当期純利益 (円)	109.16	97.88	269.78	189.35
純資産 (千円)	8,838,485	9,105,820	9,842,601	10,359,724
総資産 (千円)	11,016,174	11,329,553	12,021,949	12,636,390

(6) 主要な事業内容

響灘地区における廃棄物処理事業

響灘地区における土地の造成分譲事業

(7) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	北九州市若松区
響 灘 事 業 所	北九州市若松区
日 明 事 業 所	北九州市小倉北区

(8) 従業員の状況

区 分	従業員数	対前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
男 子	42名	2名増	53.1歳	16.6年
女 子	18名	—	36.1歳	6.1年
計又は平均	60名	2名増	48.0歳	13.4年

(注) 上記の従業員数には嘱託34名が含まれております。

(9) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 金 残 高	借入先が有する 当社の株式	
		持株数	議決権比率
国 (国土交通省)	653,899 千円	— 千株	— %
み ず ほ 銀 行	105,000	12	0.43
福 岡 銀 行	105,000	12	0.43
西日本シティ銀行	75,000	—	—
福岡ひびき信用金庫	75,000	—	—
北九州銀行	52,500	—	—
合 計	1,066,399	—	—

2. 株式会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数

2,731 千株

(2) 当期末株主数

12 名

(3) 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	議決権比率
北 九 州 市	1,340 千株	49.06%
福 岡 県	55	2.01%
新 日 鐵 住 金 (株)	322	11.79%
旭 硝 子 (株)	161	5.89%
三 菱 化 学 (株)	161	5.89%
電 源 開 発 (株)	161	5.89%
日本コークス工業(株)	161	5.89%
出 光 興 産 (株)	161	5.89%
日 産 自 動 車 (株)	161	5.89%
黒 崎 播 磨 (株)	24	0.87%
(株) み ず ほ 銀 行	12	0.43%
(株) 福 岡 銀 行	12	0.43%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

役 職	担当または主な兼職状況	氏 名
代表取締役社長		中 富 美 津 男
代表取締役専務	総務部・開発企画部担当	本 村 哲 也
常 務 取 締 役	技術部・事業部担当	荒 牧 滋 美
常 務 取 締 役	コンプライアンス担当	船 石 正 彦
取 締 役	北九州市環境局長	小 林 一 彦
取 締 役	新日鐵住金(株)八幡製鐵所 総務部長	船 越 弘 文
取 締 役	旭硝子(株)北九州事業所 所長	古 田 和 彦
取 締 役	三菱化学(株)黒崎事業所 総務部長	鳥 原 伸 一
取 締 役	電源開発(株)若松総合事業所 所長代理	松 尾 尚
取 締 役	日本コークス工業(株)北九州事業所 副所長	安 藤 寿 英
常 勤 監 査 役		寺 田 泰 史
監 査 役	(株)福岡銀行北九州本部 副本部長	重 越 謙 二
監 査 役	(株)みずほ銀行北九州支店 公金部長	谷 口 勇 寛

(注1) 監査役3名は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注2) 平成27年6月30日開催の第43回定時株主総会において、中富美津男氏、本村哲也氏、荒牧滋美氏、船石正彦氏、橋本哲治氏、船越弘文氏、小林一彦氏、古田和彦氏、西田幸生氏、鳥原伸一氏、竹之内雅夫氏、安藤寿英氏の12名が新たに取締役に選任され就任しました。また、同日開催の取締役会において、取締役中富美津男氏が代表取締役社長に、同本村哲也氏が代表取締役専務に、同荒牧滋美氏及び同船石正彦氏の両名が常務取締役に選任され就任しました。

(注3) 平成27年9月29日付けで取締役竹之内雅夫氏が辞任により退任し、同日、松尾尚氏が取締役に選任され就任しました。

(注4) 平成28年3月31日付けで取締役橋本哲治氏及び同西田幸生氏の両名が辞任により退任しました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役4名 34,727千円

監査役1名 5,160千円

(注) 上記の報酬額には、当事業年度における役員退職慰労金繰入額467千円が含まれております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

会計監査人の報酬等の額 5,000 千円

(注) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 1 項の同意を行なっております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議した事項は次のとおりであります。

内部統制システムの基本方針

当社は、社会から信頼される企業の実現、企業価値の継続的な向上を目指すうえで、会社法第 362 条及び会社法施行規則第 100 条に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備します。

なお、整備の後には、これを適切に運用するとともに、当システムの継続的改善に努めます。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、定款及び取締役会規則等の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、又は報告を受ける。

(2) 取締役は、取締役会における決定事項に基づき、各々の職務執行を行い、その状況を取締役会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 文書規程に従い、取締役会議事録をはじめとする取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という）に記録し、適切に保存する。

なお、これらの文書等について取締役及び監査役が常時、閲覧できるようにする。

- (2) 財務情報等の重要な情報についても、法令に定める方法のほか情報公開規程に基づき、適切に開示できるよう努める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各部長は、自部門における業務遂行上のリスクの把握・評価（リスクの洗い出し）を行い、そのリスクの軽減等に取り組む。この取組みにあたっては、それぞれの担当部署が自律的に、安全衛生、環境・防災、情報管理及び廃棄物受入管理及び財務報告の信頼性等の面から、リスクチェックを行ったうえで、各々に関連する範囲で作業標準書・作業安全基準に代表される現規程の再チェックや、作業マニュアル等の作成を行い、その提案を受けた総務部が、現規程の改正及び必要な新規規程の作成・整備等、全社的な対応を行う。
- (2) 新たなリスクが生じた場合及び重要な事項については直ちに常務会及び取締役会に報告し、必要な場合は対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 廃棄物受入事業や土地分譲事業に係る事業計画、経営戦略及び設備投資等の重要な個別執行事項については、経営会議及び常務会等の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。取締役会での決定に基づく業務執行は、代表取締役をはじめとする各取締役及び各部長等が遂行する。
- (2) 業務分掌規程において各部門の業務内容、責任を明記し、各部門を統括管理する取締役からの指揮命令系統を明確化する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 使用人は、法令及び規程を遵守し、適正に業務を行う義務を負う。当義務を履行しない使用人については、就業規則に基づき懲戒処分する。
- (2) 各部長は、自部門において法令及び規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令違反行為を未然に防止することなど、自律的にマネジメントを行うことに努めるとともに、法令違反のおそれがある場合には、すみやかに総務部に報告する。報告を受けた総務部は、担当取締役の指示に基づき、状況の改善や違反防止策を制定する等必要な措置を講ずる。
- (3) 重要な事項については、直ちに常務会及び取締役会に報告する。

6. 当会社及びその企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社等から定期的または必要に応じて営業状況及び財務状況等について報告を受ける。
- (2) 当社は、子会社等の経営に重大な影響を与えるリスクが発生する恐れがある場合には、子会社等と連携し迅速かつ適切に対応する。
- (3) 子会社等の事業運営に関する重要な事項については、当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社取締役会に付議する。

(4) 子会社等の取締役等の執行機関にも当社の内部通報規程を準用し、法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図る。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役の職務を補助する使用人については必要に応じて取締役と監査役との協議のうえ選任し、当該使用人は、合理的な範囲で監査役を補助するものとする。

(2) 監査役の求めによる当該使用人の職務執行等については、取締役の指揮命令を受けないものとする。

(3) 当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、取締役と監査役との協議のうえ実施するものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときには、直ちに監査役に報告する。この際、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。

(2) 常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか常務会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。

(3) 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、意見及び情報の交換を行うなど連携を図る。

(4) 監査役の職務執行上必要と認められる費用については、会社が負担する。

9. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの整備及び運用状況について、継続的にモニタリングを実施し、安全衛生委員会、環境管理委員会にその内容を報告し、重要事項については、常務会及び取締役会に報告しております。また、モニタリングの結果判明した問題点につきましては、是正措置を講じ、継続的な改善と運用に努めております。

(本事業報告に記載の数値は、表示単位未満を切捨てて表示しております。)

第 44 期

計 算 書 類

平成27年4月 1日から
平成28年3月31日まで

ひびき灘開発株式会社
代表取締役 中富 美津男

貸 借 対 照 表

平成28年3月31日

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
流動資産	8,773,517,747	流動負債	902,941,145
現金及び預金	552,459,333	買掛金	97,540,650
売掛金	284,754,132	短期借入金	189,890,000
有価証券	2,300,000,000	未払金	403,699,923
販売用土地	2,041,907,268	未払法人税等	133,700,058
仕掛土地	3,475,958,734	前受金	20,201,828
未収消費税等	100,640,300	賞与引当金	21,323,977
繰延税金資産	12,367,623	その他	36,584,709
その他	5,460,357		
貸倒引当金	△ 30,000		
固定資産	3,862,872,748	固定負債	1,373,724,680
(有形固定資産)	(3,566,497,674)	長期借入金	876,509,000
建築物	172,096,643	退職給付引当金	357,508,697
構築物	595,599,728	役員退職慰労引当金	1,285,625
機械及び装置	403,148,480	繰延税金負債	64,362,446
船舶	87,579,655	その他	74,058,912
車両運搬具	810,088	負債合計	2,276,665,825
工具器具備品	8,739,035	純 資 産 の 部	
土地	1,235,876,045	科 目	金 額
建設仮勘定	1,062,648,000		円
(無形固定資産)	(24,259,173)	株主資本	10,359,724,670
ソフトウェア	2,905,502	資本金	1,365,500,000
その他	21,353,671	利益剰余金	8,994,224,670
(投資その他の資産)	(272,115,901)	その他利益剰余金	8,994,224,670
関係会社出資金	51,000,000	特定災害防止準備金	141,532,296
長期貸付金	127,784,462	別途積立金	4,000,000,000
特定災害防止準備積立金	203,351,000	特別償却準備金	255,305,831
その他	17,764,901	繰越利益剰余金	4,597,386,543
貸倒引当金	△ 127,784,462		
資産合計	12,636,390,495	純資産合計	10,359,724,670
		負債・純資産合計	12,636,390,495

損 益 計 算 書

自 平成27年4月 1日

至 平成28年3月31日

科 目	金 額	金 額
	円	円
売 上 高		
廃棄物処理収入	2,646,602,148	
その他事業収入	254,778,783	2,901,380,931
売 上 原 価		
廃棄物処理原価	1,543,281,859	
その他事業原価	185,167,270	1,728,449,129
売 上 総 利 益		1,172,931,802
販売費及び一般管理費		378,443,189
営 業 利 益		794,488,613
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	4,351,743	
貸倒引当金戻入益	1,140,305	
還付加算金	6,552,700	
雑 収 益	11,238,277	23,283,025
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,687,407	
雑 損 失	3,908,841	9,596,248
経 常 利 益		808,175,390
税引前当期純利益		808,175,390
法人税、住民税及び事業税		328,259,500
法人税等調整額		△ 37,207,286
当 期 純 利 益		517,123,176

株主資本等変動計算書

自 平成27年4月 1日

至 平成28年3月31日

(単位：円)

	株主資本							純資産合計	
	資本金	利益剰余金				株主資本合計			
		その他利益剰余金							利益剰余金合計
		特定災害防止準備金	別途積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金				
平成27年4月1日残高	1,365,500,000	129,986,001	4,000,000,000	299,058,902	4,048,056,591	8,477,101,494	9,842,601,494	9,842,601,494	
事業年度中の変動額									
特定災害防止準備金の積立		11,546,295			△ 11,546,295	0	0	0	
特別償却準備金の取り崩し				△ 43,753,071	43,753,071	0	0	0	
当期純利益					517,123,176	517,123,176	517,123,176	517,123,176	
事業年度中の変動額合計	0	11,546,295	0	△ 43,753,071	549,329,952	517,123,176	517,123,176	517,123,176	
平成28年3月31日残高	1,365,500,000	141,532,296	4,000,000,000	255,305,831	4,597,386,543	8,994,224,670	10,359,724,670	10,359,724,670	

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針の概要

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産・・・定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

②無形固定資産・・・定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金 従業員の賞与の支払いに充てるため、支給見込額のうち当期負担相当額を計上しております。

③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、数理計算上の差異は、その発生年度に全額費用処理しております。

④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく

期末要支給額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

販売用土地	1,708,726,211 円
仕掛土地	<u>2,305,165,602 円</u>
計	4,013,891,813 円

②担保に係る債務

短期借入金	134,890,000 円
長期借入金	<u>519,009,000 円</u>
計	653,899,000 円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,107,344,258 円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分したものを除く）

短期金銭債権	264,600 円
短期金銭債務	323,700 円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 3,884,400 円

営業取引以外の取引による取引高 2,863,500 円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び数

普通株式 2,731,000 株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価減	273,436,817 円
減損損失	492,367,580 円
減価償却超過額	481,084,060 円
退職給付引当金	108,682,643 円
その他	<u>60,785,023 円</u>
繰延税金資産小計	1,416,356,123 円
評価性引当額	<u>△1,294,597,235 円</u>
繰延税金資産合計	121,758,888 円
繰延税金負債	
特別償却準備金	△111,935,007 円
特定災害防止準備金	<u>△61,818,704 円</u>
繰延税金負債合計	△173,753,711 円
繰延税金負債の純額	<u>△51,994,823 円</u>

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.7%から平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 30.6%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.4%となります。

この税率変更により、流動資産の繰延税金資産が 569,881 円減少、固定負債の繰延税金負債が 3,101,503 円減少、法人税等調整額が 2,531,622 円減少、特別償却準備金が 5,618,783 円増加、特定災害防止準備金が 3,273,951 円増加しております。

6. リース取引により使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他、電子計算機並びにその周辺機器、車両等については、リース契約により使用しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入れにより資金を調達しております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
(1) 現金及び預金	552,459,333	552,459,333	—
(2) 売掛金	284,754,132	284,754,132	—
(3) 有価証券	2,300,000,000	2,300,000,000	—
(4) 未収消費税等	100,640,300	100,640,300	—
(5) 長期貸付金 (※2)	127,784,462 △127,784,462	0	—
(6) 買掛金	(97,540,650)	(97,540,650)	—
(7) 短期借入金	(189,890,000)	(193,160,104)	3,270,104
(8) 未払金	(403,699,923)	(403,699,923)	—
(9) 未払法人税等	(133,700,058)	(133,700,058)	—
(10) 前受金	(20,201,828)	(20,201,828)	—
(11) 長期借入金	(876,509,000)	(851,259,790)	△25,249,210

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 有価証券及び (4) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期貸付金

時価については、財務内容を勘案し、個別に引当金の計上を行っているため、貸倒見積高を控除した金額をもって時価としています。

(6) 買掛金、(8) 未払金、(9) 未払法人税等及び (10) 前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 短期借入金及び (11) 長期借入金

借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注 2)

関係会社出資金（貸借対照表計上額 51,000,000 円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記時価の注記には含めておりません。

(注 3)

特定災害防止準備積立金（貸借対照表計上額 203,351,000 円）は、市場価格がな

く、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記時価の注記には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、響灘地区において、賃貸用の倉庫及び遊休土地を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：円)

貸借対照表計上額	時価
1,313,290,729	1,728,864,684

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

主要株主との取引

(単位：円)

属性	名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
主要株主	北九州市	49.06%	響灘廃棄物処分場及び響灘西地区廃棄物処分場での処分に関する契約書に基づく廃棄物の処分	処分料の納入(注1)	164,570,342	買掛金	43,039,000
			業務受託	一般廃棄物の埋立処分等業務(注1)	53,495,777	売掛金	10,231,970

	新日 鐵住 金株 式會 社	11.79 %	埋立処分に関 する業務受託	産業廃棄 物等の埋 立処分業 務(注3)	870,524,916	売掛金	94,411,410
--	---------------------------	------------	------------------	-------------------------------	-------------	-----	------------

(注1) 経費その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が北九州市に対して希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 新日鐵住金株式会社との産業廃棄物の埋立処分業務に関する価格は、当社との協議により決定しております。その他取引条件は、当社と関係を有しない他社と同様の条件によっております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,793円38銭
(2) 1株当たり当期純利益 189円35銭

11. その他の注記

(1) 流動資産の「仕掛土地」は、埋立完了後販売可能な状態に至るまでの取得原価を処理する勘定であり、公有水面埋立権の取得価額、廃棄物埋立処分終了時の護岸の未償却残高、地盤改良、道路設置、区画割等の造成に要する費用、その他造成に直接要する人件費その他の経費を処理する勘定であります。

(2) 投資その他の資産の「特定災害防止準備積立金」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、当社が埋立処分の終了までの期間にわたって每期一定額積立を求められる金額を処理する勘定であります。当該積立金の使用については、処分場の維持管理費用である旨の事前申請等、上記法律による一定の要件が定められています。

なお、維持管理積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を「特定災害防止準備金」として積み立てたときは、その積立金は、所得の金額の計算上、損金の額に算入されます(租税特別措置法55条の7)。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月25日

ひびき灘開発株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

室井秀夫

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ひびき灘開発株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 28 年 6 月 8 日

ひびき灘開発株式会社 監査役会

常勤監査役

寺田泰史 ●

監査役

重越謙二 ●

監査役

谷口勇寛 ●

(注) 常勤監査役寺田泰史、監査役谷口勇寛及び重越謙二は、会社法第 2 条第 16 号及び第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。